

第4期

# 太子町地域福祉計画

## 太子町地域福祉活動計画

【計画骨子案】

※表紙は計画完成時にデザインが入ります。

令和7(2025)年10月現在

太子町

社会福祉法人 太子町社会福祉協議会

はじめに（町長）

はじめに（社会福祉協議会会長）

# 目 次

---

<b>第1章 計画の策定にあたって.....</b>	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨.....	2
2 地域福祉の考え方.....	3
3 関連する計画.....	5
4 計画の位置づけと期間.....	6
5 計画の推進に向けて.....	8
<b>第2章 地域福祉を取り巻く現状.....</b>	<b>9</b>
1 統計からみる現状.....	10
2 各種調査からみる現状.....	13
3 計画で取り組むべき課題.....	17
<b>第3章 計画の理念と体系.....</b>	<b>19</b>
1 計画の基本理念.....	20
2 計画の基本目標.....	21
3 施策体系.....	23
<b>第4章 施策の展開.....</b>	<b>25</b>
<b>第5章 地域福祉と一体的に推進する事項.....</b>	<b>27</b>
1 重層的支援体制整備事業実施計画.....	28
2 成年後見制度利用促進基本計画.....	32
3 再犯防止推進計画.....	33
<b>資料.....</b>	<b>35</b>
1 統計資料.....	36
2 アンケート調査結果.....	45
3 太子町地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	46
4 策定経過.....	47



# 1

## 第 1 章

### 計画の策定にあたって

- 
- 1. 計画策定の趣旨
  - 2. 地域福祉の考え方
  - 3. 関連する計画
  - 4. 計画の位置づけと期間
  - 5. 計画の推進に向けて



# 1 計画策定の趣旨

本町では、総合計画の基本理念で掲げる「人と自然と歴史が交流し 未来へつなぐ 和のまち”たいし”」を踏まえ、「みんなが支えあいつながるまちーたいしー すべての町民が安心していきいきと暮らせるまち」を第3期計画の基本理念として、地域と行政が協働して福祉のまちづくりを進めてきました。

また、地域福祉計画と連携を図る計画として地域福祉活動計画を一体的に策定し、太子町社会福祉協議会（以下、「町社協」という。）と両輪となって福祉行政を推進しているところです。

近年、少子高齢化を起因とした急激な人口減少が進み、人口構造の変化から、核家族や独居高齢者・高齢者のみ世帯の増加、ライフスタイルの多様性に伴って、一人ひとりが抱える課題も多種多様で複層化してきています。これらの諸課題に対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスだけでは十分ではなく、地域でともに暮らす住民が福祉ニーズに目をむけ、地域全体で課題の解決に取り組むことが求められています。

国では平成27年の「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書以降、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が参画し分野を超えてつながり、地域と共につくっていく「地域共生社会」の実現に向け、様々な取組や法改正が行われています。

「地域共生社会」の実現のためには、行政の施策・取り組みの充実はもとより、地域住民同士の助け合い・支え合いの心の醸成・再構築が必要です。また、「地域福祉」に関する取り組みの充実は、まちを豊かにしていくということはもとより、いつまでも住み続けられる地域の構築には欠かせない視点となってきています。

こうした背景から、本町では、引き続き総合的な福祉施策を推進していくため、国の動向を踏まえ、新たに「第4期太子町地域福祉計画・太子町地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、全ての住民が安心して生活できる地域共生社会の実現をめざします。

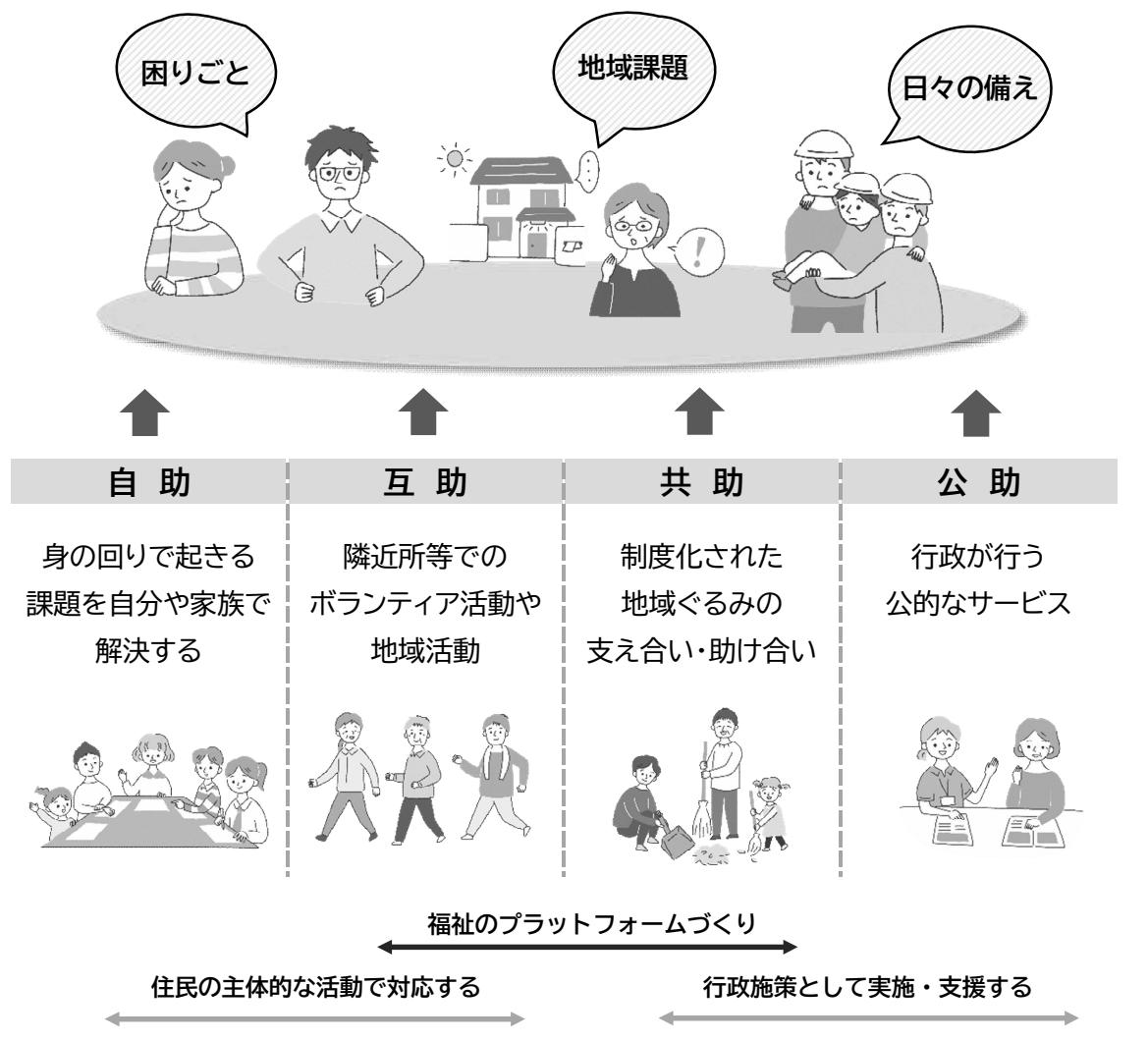


## 2 地域福祉の考え方

### (1) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、人権尊重を基本に、一人の不幸も生み出さない、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域に関わるすべての人が主役となって進めていく地域共生社会を創造する取り組みのことをいいます。「自助」「互助」「共助」「公助」を連動させて地域課題の解決に取り組みます。

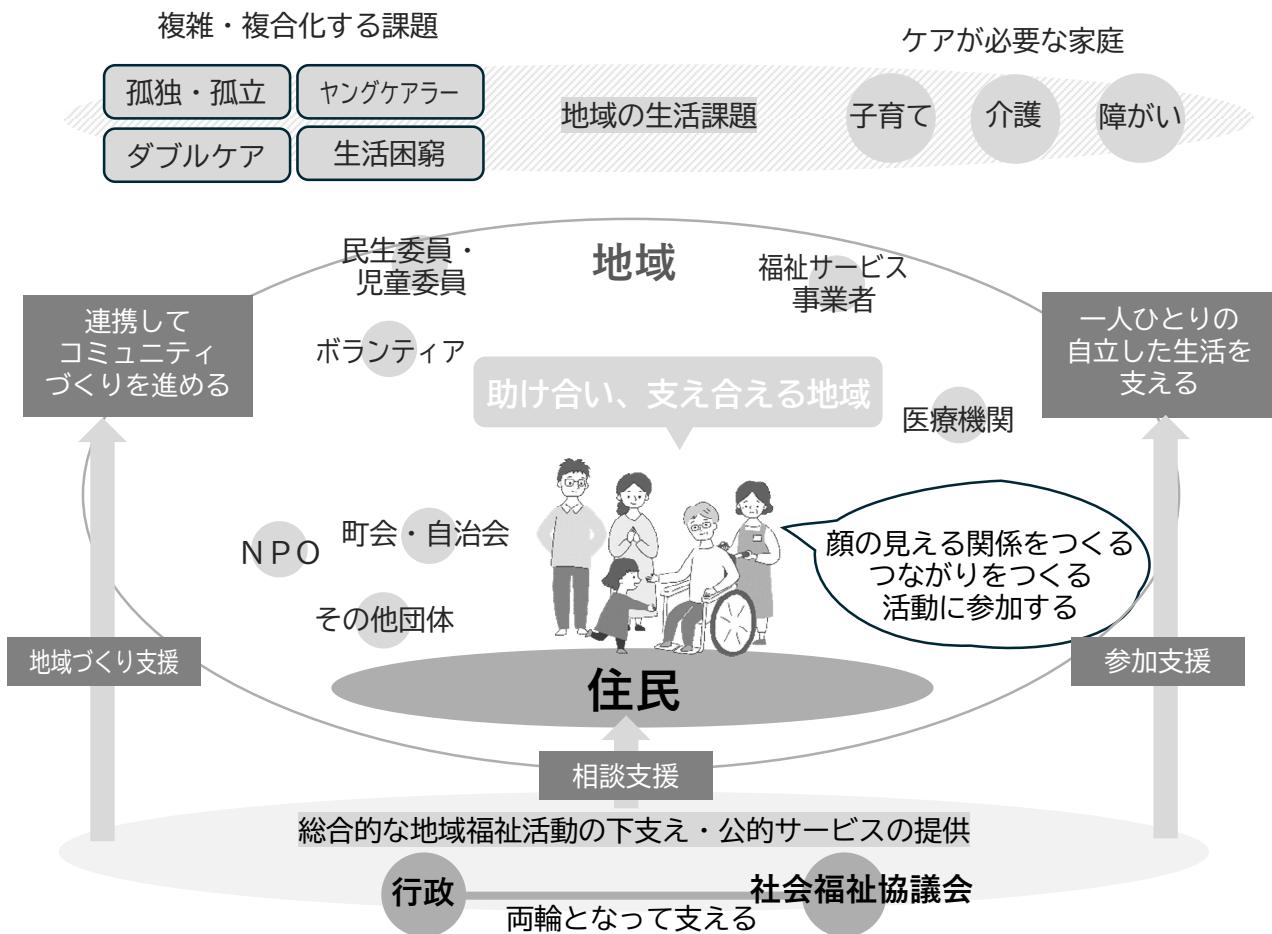
#### ■■地域福祉を推進するための役割



## (2) 地域共生社会とは

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

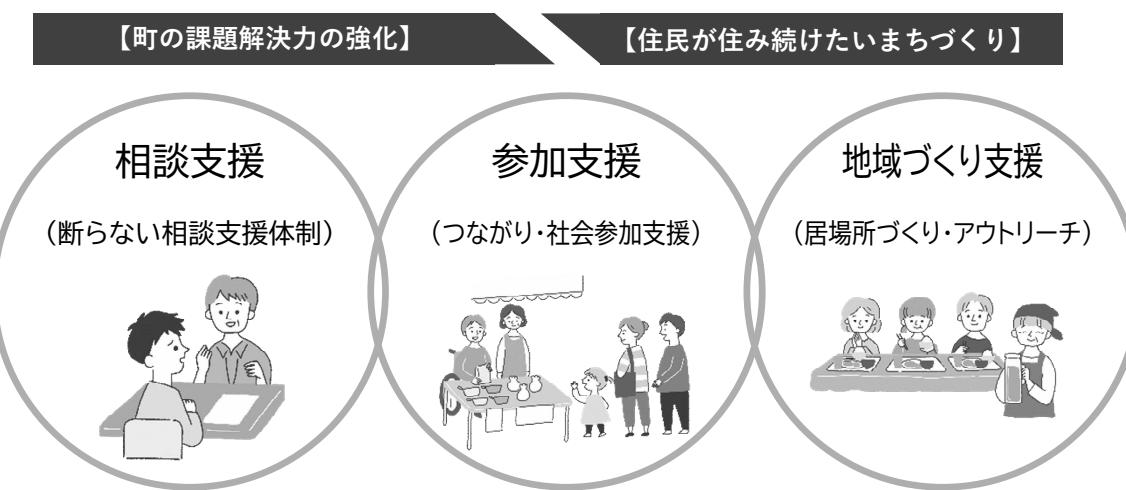
### ■■地域共生社会のイメージ



## 3 関連する計画

### (1) 重層的支援体制整備事業

地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「I 相談支援」「II 参加支援」「III 地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一體的に行う市町村の新たな任意事業として、「重層的支援体制整備事業」を創設することが明記され、この内容を踏まえた改正社会福祉法が令和2年6月に公布されています。



### (2) 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、政府が講ずる成年後見制度利用促進策の基本的な計画として位置付けられます。

### (3) 再犯防止推進計画

再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第7条第1項に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として策定されました。

法務省及び厚生労働省は、地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定する際に、地域福祉計画を積極的に活用するよう周知しています。

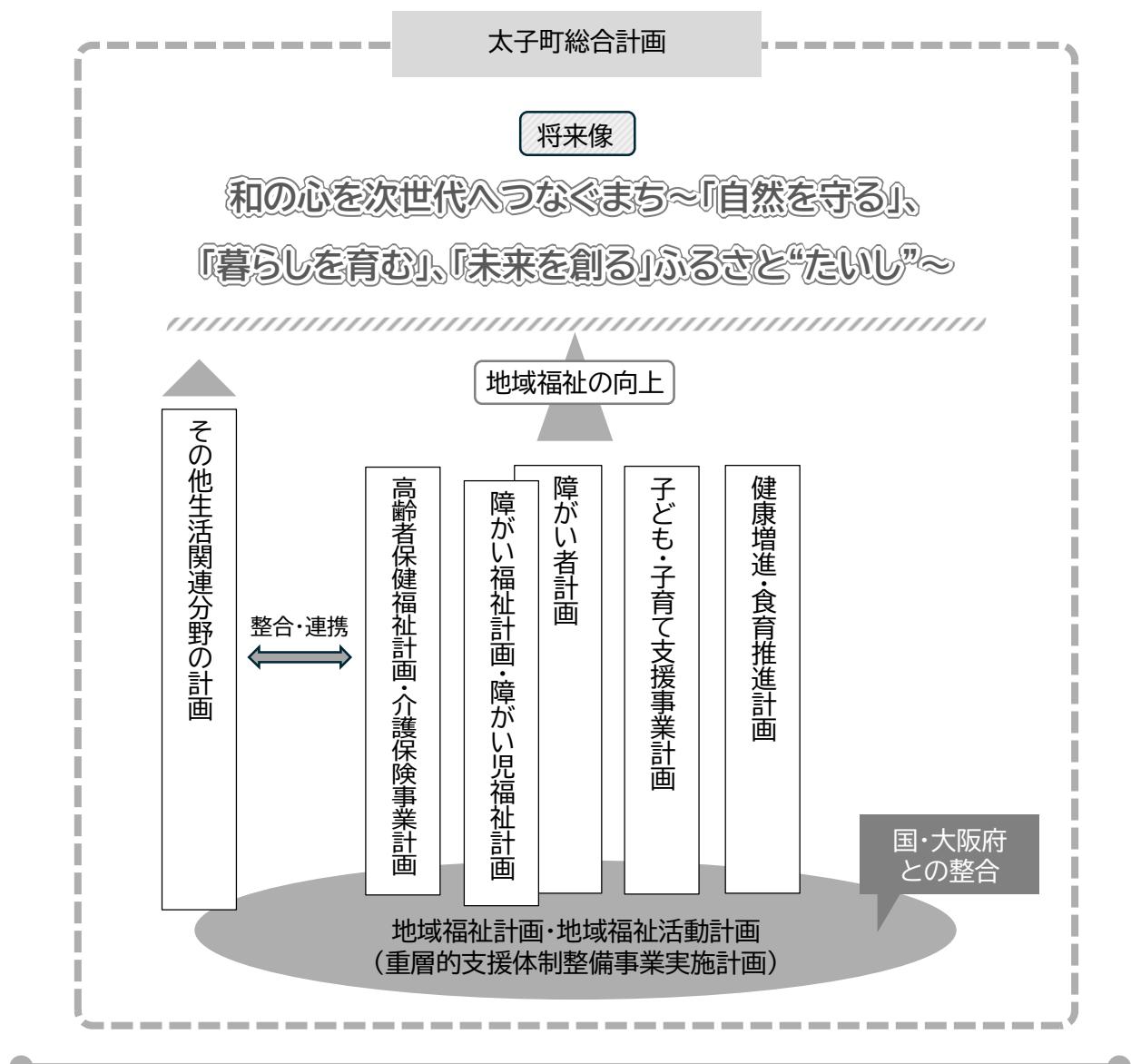
## 4 計画の位置づけと期間

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、「まちづくりの指針」等の最上位計画がめざす将来像や基本理念の達成に向けた“福祉面のまちづくり計画”であり、福祉に関する個別計画（高齢者、子ども、障がい者等に関する計画）の共通軸に関する施策を体系化するものとして、福祉関連等の個別計画の上位計画として位置づけます。

また、町社協が策定する「地域福祉活動計画」と本町が策定する「成年後見制度利用促進基本計画」、「地域再犯防止計画」、「重層的支援体制整備事業実施計画」を一体的に策定するものとします。

#### ■他計画との関連性



## (2) 計画の法的根拠

本計画は、下記の法律に基づき策定しています。

- 社会福祉法第107条に基づき市町村行政がつくる「地域福祉計画」
- 社会福祉法第109条に基づき設置されている社会福祉協議会がつくる「地域福祉活動計画」
- 社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」
- 再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「再犯防止推進計画」

## (3) 計画の期間

本計画について、計画期間を令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とし、定期的に取り組み状況を点検・精査します。

計画名	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年
地域福祉計画	策定						
地域福祉活動計画			第4期太子町地域福祉計画・太子町地域福祉活動計画				次期計画

## 5 計画の推進に向けて

### (1) 協働体制による計画の推進

計画に基づく施策を推進していくためには、地域住民、地域住民組織、福祉サービス事業者、関係機関・団体、町社協と行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって、総合的な視点から各目標に取り組み、協力して活動を推進することが重要です。

このため、次のような役割のもとに協働体制による推進をめざします。

#### ■役割分担の考え方

 <p>地域住民</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域福祉の担い手として自ら地域活動やボランティア活動等に積極的に参加します。</li> <li>○近隣と協力すること等により、自らの課題や地域課題の解決に向けた取り組みを行うように努めます。</li> </ul>
 <p>福祉サービス事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町内のどの地域に住んでも住民が適切なサービスが受けられるよう、福祉サービス事業者は行政と連携するなかで、福祉サービスの量と質の確保に努めます。</li> </ul>
 <p>町社協・町</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町社協は、ボランティア活動、福祉意識の啓発、人材育成、地区福祉委員会活動の支援、相談事業等、地域の実情に応じたサービスの提供や支援に取り組みます。</li> <li>○町は、地域住民や町社協、福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、地域住民組織、N P O 法人やボランティア団体等と相互に連携・協力を図るとともに、関係課や関係機関とも横断的・包括的な協力体制を構築し、住民のニーズと課題を把握し、地域特性に対応した施策を推進します。</li> </ul>

### (2) 計画の評価

本計画の推進にあたっては、行政が主体となって、町社協や福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、地域住民、地域組織、ボランティア団体等と常日頃から連携して取り組みます。

また、地域福祉活動の取り組み状況の把握と本計画の施策・事業の進捗管理を定期的に行うとともに、P D C A サイクルによる評価を実施し、施策・事業の見直しにつなげます。



## 第 2 章

### 地域福祉を取り巻く現状

- 
- 1. 統計からみる現状
  - 2. 各種調査からみる現状
  - 3. 計画で取り組むべき課題



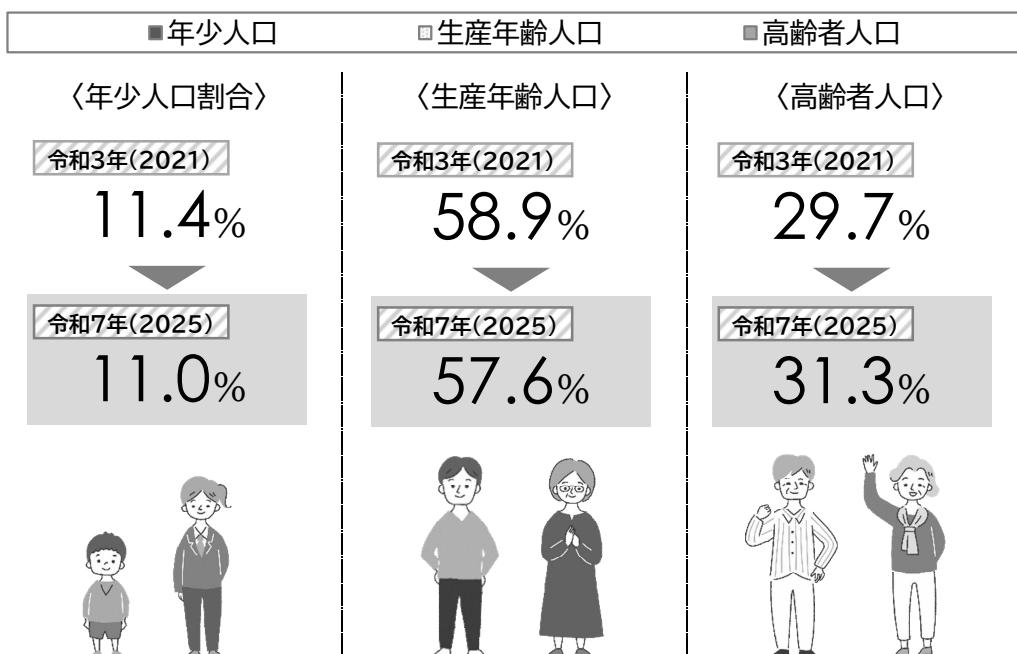
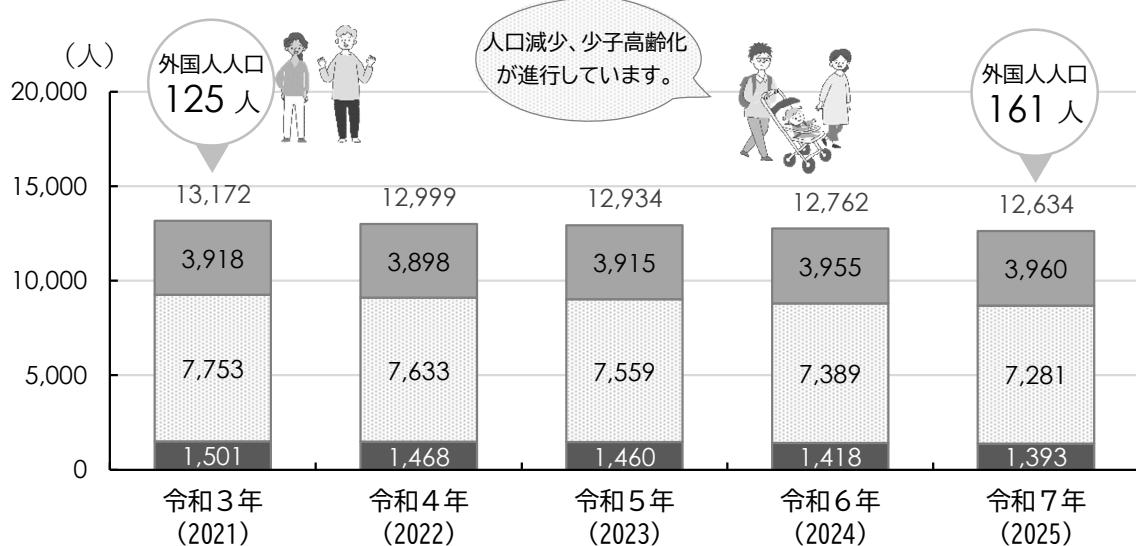
# 1 統計からみる現状

詳細は資料編へ移行  
概要を3P程度で表現

## (1) 人口状況

- 人口の状況をみると、年々減少が進み、令和7年（2025）では12,634人となっています。
- 外国人人口については、令和3年（2021）の125人から令和7年（2025）で161人と年々増加傾向にあります。
- 高齢化率は、令和7年（2025）で31.3%と30%を超える状況となっています。

### ■年齢3区分人口

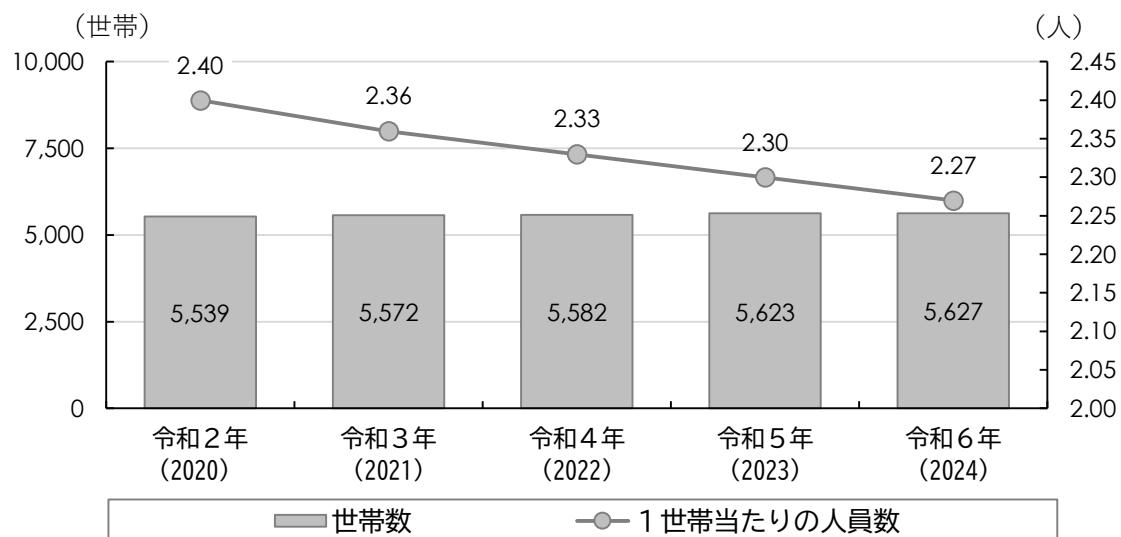


資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

## (2) 世帯の状況

- 本町の世帯数は、年々増加しており、令和6年（2024）時点では5,627世帯となっています。
- 1世帯当たりの人員数は年々減少しており、令和6年（2024）時点では2.27人となっています。
- 子ども（18歳未満）のいる世帯は減少し、高齢者（65歳以上）のいる世帯が増えており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

### ■■世帯数と1世帯当たりの人員数の推移



資料：太子町統計書

### 〈18歳未満の子どもがいる世帯〉

平成22年(2010)

1,527 世帯

令和2年(2020)

1,095 世帯



### 〈65歳以上の高齢者がいる世帯〉

平成22年(2010)

1,930 世帯

令和2年(2020)

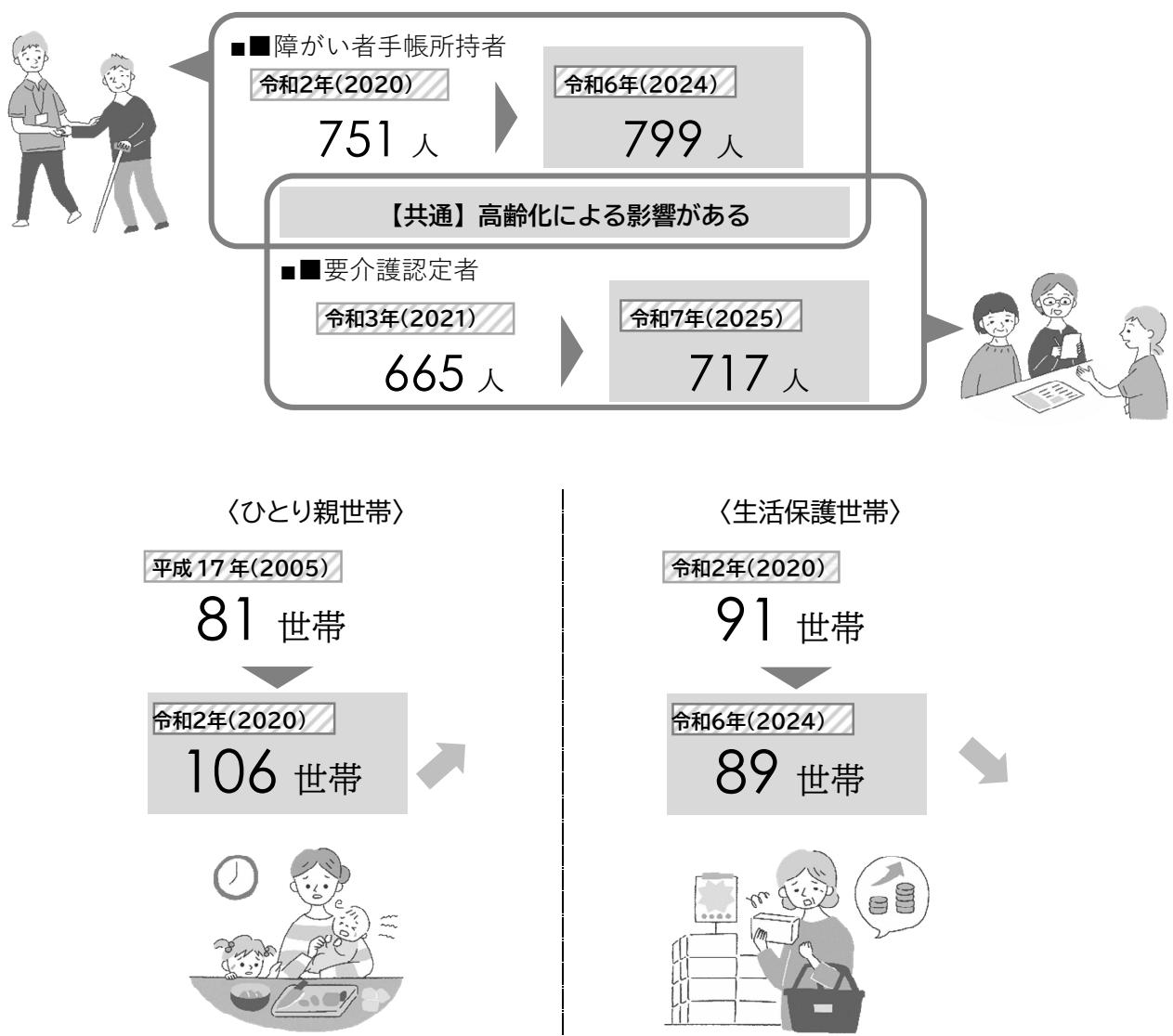
2,398 世帯



資料：国勢調査

### (3) 支援を必要とする人の状況

- 障がい者手帳所持者は年々増加しており、特に、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者が増加しています。また、身体障がい者手帳所持者は65歳以上の高齢者が多くなっています。
- 要介護認定者数は、増減はあるものの、5年間では増加しています。
- ひとり親世帯は、平成27年（2015）以降、減少はしているものの、平成17年（2005）と比較すると増加しています。
- 生活保護世帯については、年々減少傾向にあり、5年間でみると減少していますが、令和5年度（2023）から令和6年度（2024）にかけては増加しています。



資料：国勢調査、太子町

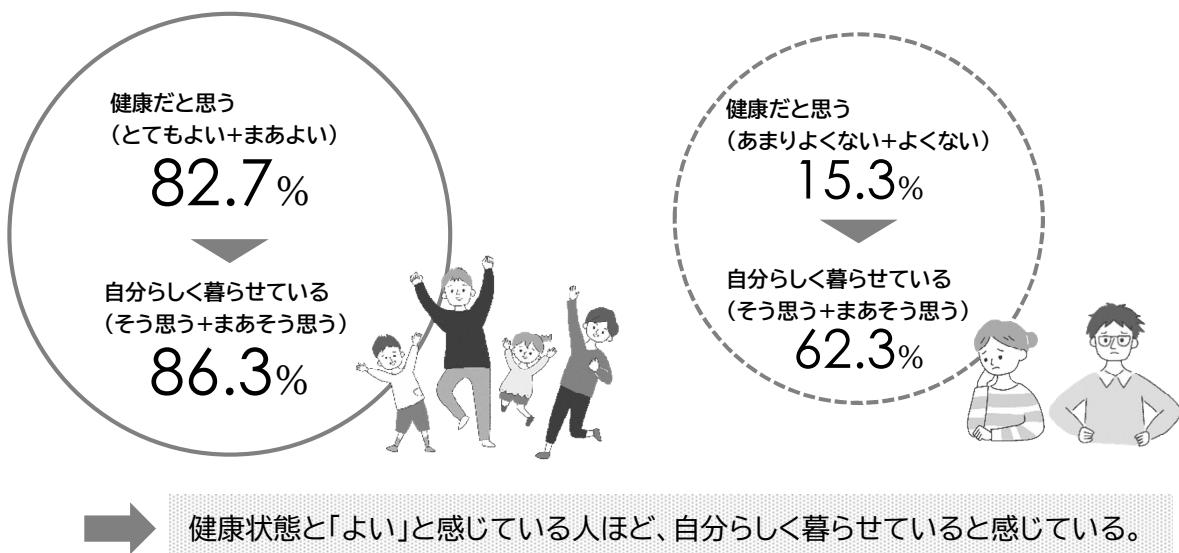
## 2 各種調査からみる現状

### (1) アンケート調査

本計画策定にあたり、住民対象のアンケート調査を実施しています。下記の内容は調査結果を踏まえたまとめとなっており、詳細は資料編に記載しています。

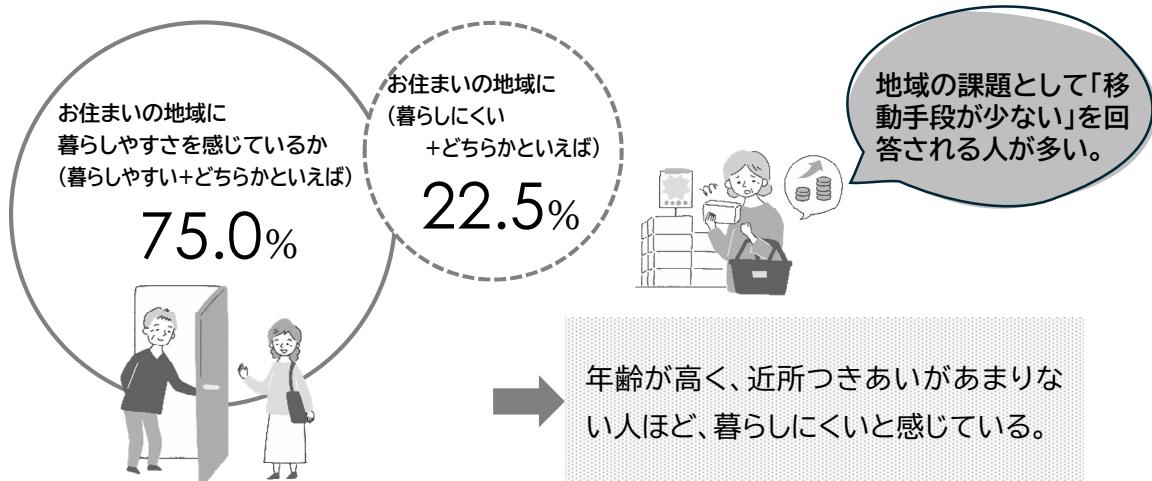
#### ①健康状態と自分らしく暮らしているか

○健康だと思っている人が最も多くなっている中で、健康状態がよくないという認識では、「自分らしく暮らしている」割合が低くなっています。



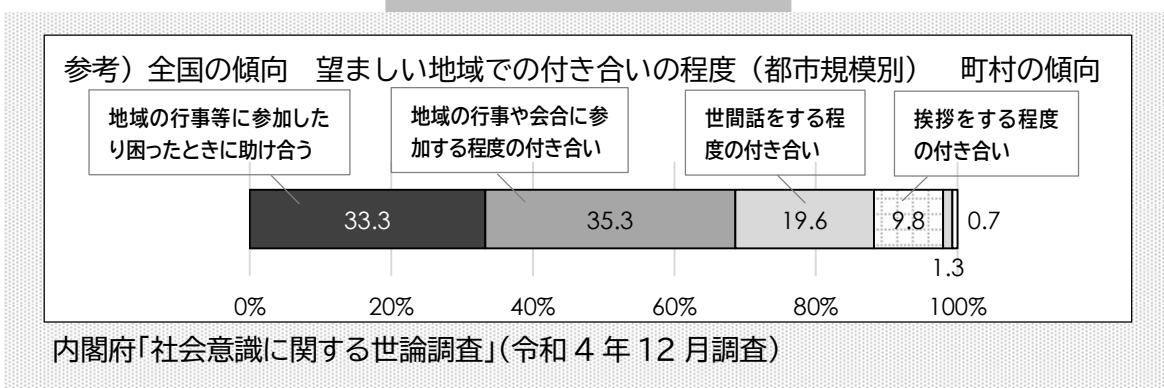
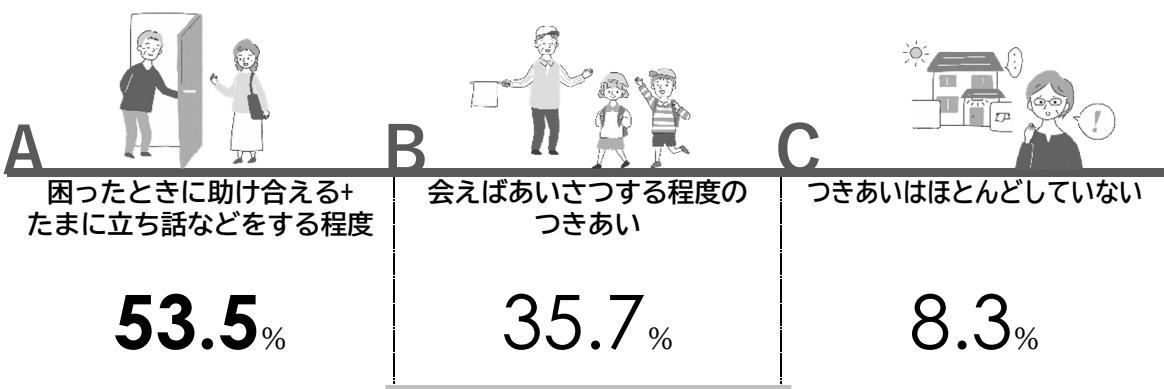
#### ②住民の暮らしやすさ

○多くの人が暮らしやすさを感じている一方で、暮らしにくさを感じている人もいます。



### ③地域（近所つきあい）のつながりによる変化

○地域（近所つきあい）のつながり方による回答者の傾向をまとめています。



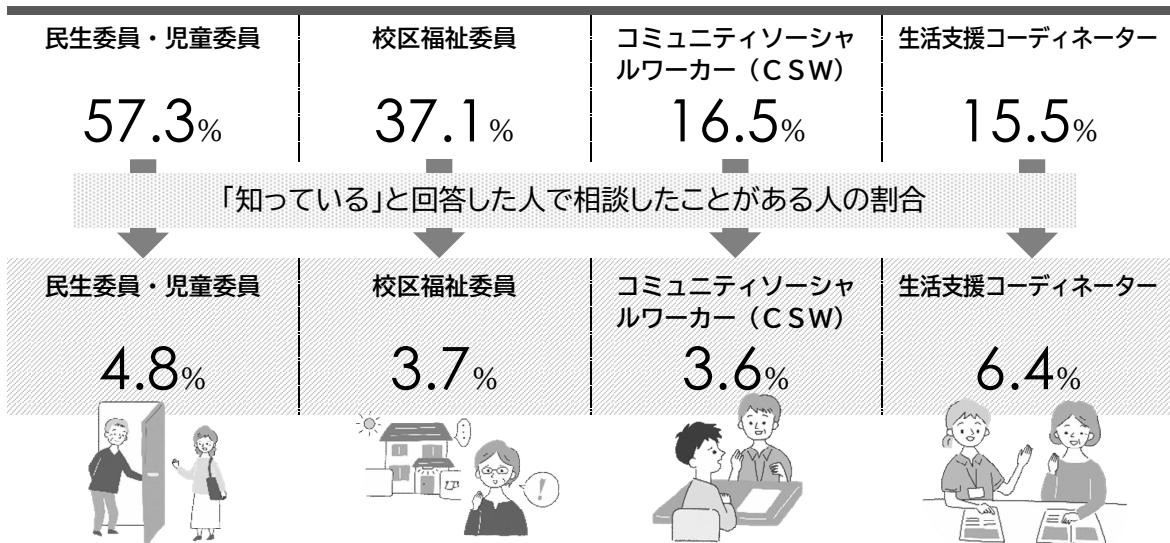
調査結果によつて変化があつた事項  変化がない事項	支え合い、助け合っている と感じるか  ※自力での避難が困難な場合を想定	地域での人とのかかわりに 関する考え方  ※それぞれ最も多い回答を抽出 (Aの人) 隣近所を中心とした助け合い やつきあいを大切にしたい (Bの人) 時間的に余裕のある人や、やる 気のある人が地域とかかわる 方がよい (Cの人) 隣近所の協力を期待せずに、自 分のことは自分です	災害が起きた場合、地域の人 (家族以外)で手助けをお願 いできる人の有無  ※自力での避難が困難な場合を想定
	(Aの人)あまり感じない 22.2%	(Aの人)いない 23.7%	
	(Bの人)あまり感じない 48.3%	(Bの人)いない 46.7%	
	(Cの人)あまり感じない 40.5%	(Cの人)いない 66.7%	
	近所つきあいの満足度 (満足+ほぼ満足)	自主的な助け合い、支え合 いの関係が必要だと思うか (とても必要+必要)	地域で行われている行事やボ ランティア活動等の参加状況 (以前は参加していた+参加したこ とがない+参加できない)
	81.9%	74.4%	76.2%

本町の傾向として、地域（近所つきあい）でのつながりはある方ですが、  
つながりが希薄になると地域での共助・互助の力が弱くなる可能性があります。

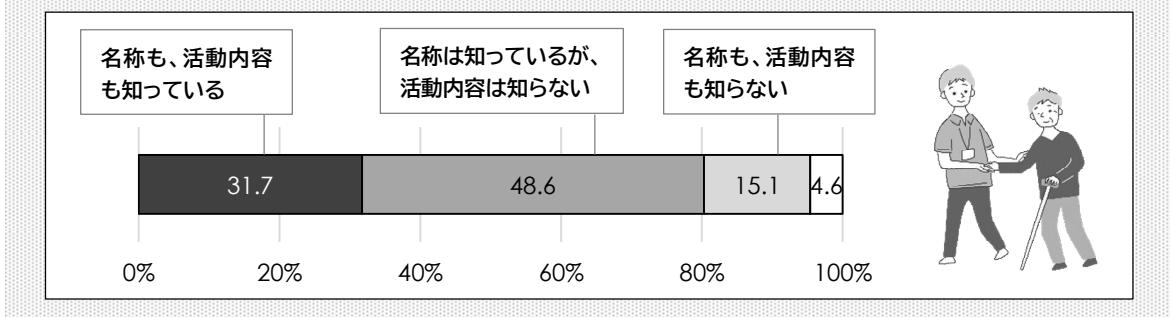
#### ④認知度

○下記の内容は、地域福祉に関する制度、組織に関する認知度をまとめています。

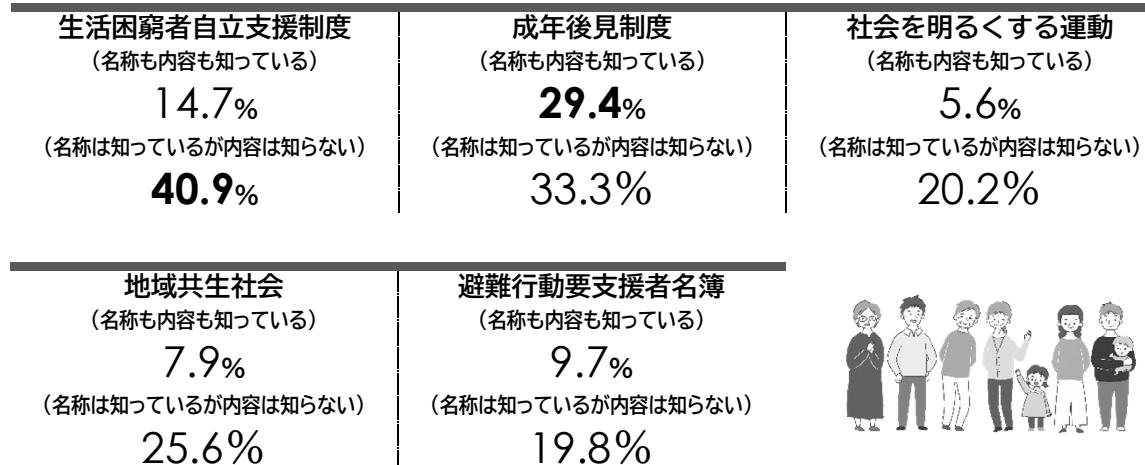
##### ■■組織の認知度



##### 社会福祉協議会の認知度



##### ■■制度の認知度



→ 精度や組織の認知度は、地域で必要とする人が必要な時に利用できる、いわゆるセーフティネットの機能を果たすためにも、名称だけも知っておくことが重要です。

## (2) 団体調査

SASAE 愛事業参加者調査結果を記載予定

### 3 計画で取り組むべき課題

---

アンケート調査結果、ヒアリングシート結果を踏まえて作成

※扉ページのための空白のページとなります。



# 3

第 章

## 計画の理念と体系

- 
- 1. 計画の基本理念
  - 2. 計画の基本目標
  - 3. 施策体系



# 1 計画の基本理念

## 第3期計画理念

みんなが支え合いつながるまち=たいし=  
すべての住民が安心していきいきと暮らせるまち



## 第4期計画理念 変更案

みんなが支え合い「和の心」でつながるまち=たいし=  
すべての住民が安心していきいきと暮らせるまち

近年、少子高齢化、核家族や独居高齢者・高齢者のみ世帯の増加、ライフスタイルや価値観の多様化による生活課題の複雑化が顕在化してきています。

こうした社会情勢の変化から、住民を取り巻く環境は刻々と変化し、隣・近所の付き合い方についても、アンケート調査結果をみると5年前からの変化がありました。

本計画においては、「第6次太子町総合計画」の基本理念である「和の心を次世代へつなぐまち～「自然を守る」、「暮らしを育む」、「未来を創る」ふるさと“たいし”～」を踏まえ、聖徳太子の言葉「和を以て貴しとす」をモットーに計画を推進するため、前回計画から「みんなが支え合いつながるまち=たいし=すべての住民が安心していきいきと暮らせるまち」に、住民が認め合い調和する「和の心」を追加し、さらなる住民同士の助け合い・支え合いが地域で生まれ、太子版地域共生社会の実現をめざして、この基本理念のもとに取り組みを進めます。

「和の心」：住民同士の支え合い、認め合いを進める意味を示す

## 2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、下記の目標を設定します。

### 基本目標

1

#### 和の心が尊重される地域づくり

- ◆道路・歩道や公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進、新たな移動手段の検討など、誰もが安心して暮らせる生活環境を整備します。
- ◆保健・医療体制の充実と健康づくりへの取り組み、住民がいきいきと暮らすことができるよう取り組みます。
- ◆近年多発している災害に備え、減災力・防災力の向上を図ります。

### 〈施策〉

- 1 すべての人が住みやすい生活環境の整備
- 2 地域における健康づくり活動の推進
- 3 互いを尊重し合える意識の醸成
- 4 減災・防災力の向上



### 基本目標

2

#### 和の心が育まれる関係づくり

- ◆地域の見守り体制や多世代交流を促進し、施設活用を通じて地域福祉を推進するための関係づくりを進めます。
- ◆ボランティア活動に積極的に関わることができる環境をつくることで、次代の担い手育成に努めます。

### 〈施策〉

- 1 参加しやすい地域活動の充実
- 2 住民が交流できる拠点の充実
- 3 見守り活動の充実
- 4 地域を支える人材の育成



基本目標

3

## 和の心でつながる体制づくり

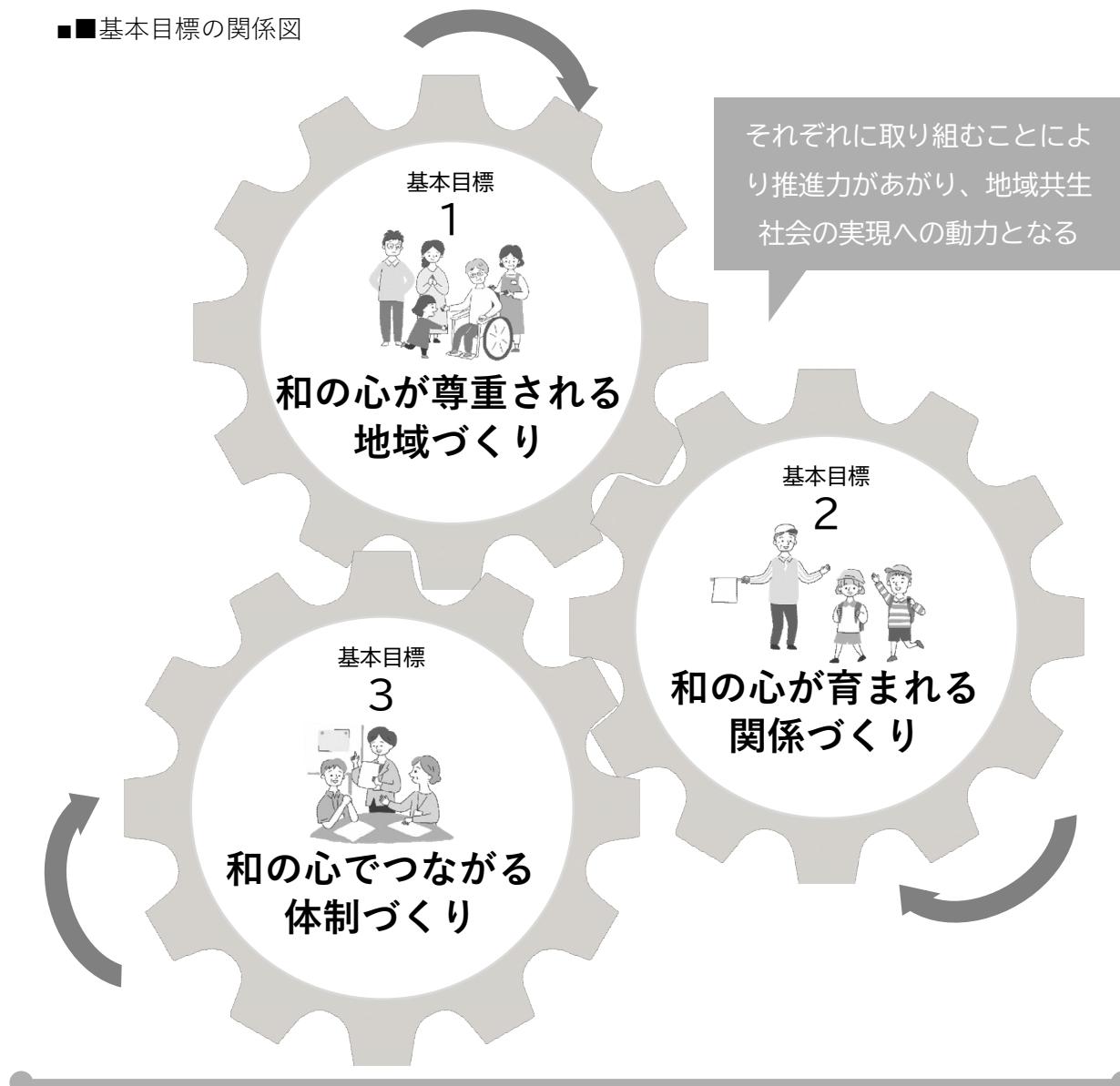
- ◆地域住民が安心して暮らせるよう、相談支援・権利擁護の体制を整備し、誰もが支援につながる体制づくりを目指します。
- ◆誰もがわかりやすい情報を取得できるよう、様々な媒体により、地域住民に必要な情報が適切に届く体制づくりを進めます。

〈施策〉

- 1 身近で受け止めつながる相談の充実
- 2 分野横断的に対応する体制強化
- 3 誰もがわかりやすい情報の提供
- 4 虐待防止と権利擁護の推進



■■基本目標の関係図



## 3 施策体系

---

施策が決定次第作成します。







# 第 4 章

## 施策の展開

- 
- 1.
  - 2.
  - 3.



※計画素案時に提示





## 第 5 章

# 地域福祉と一体的に推進する事項

- 
- 1. 重層的支援体制整備事業実施計画
  - 2. 成年後見制度利用促進基本計画
  - 3. 再犯防止推進計画



# 1 重層的支援体制整備事業実施計画

## (1) 実施方針

少子高齢化の進行や単身世帯の増加、価値観の多様化など社会環境が大きく変化したことにより、生活を送る中で直面する課題が複雑化・複合化しています。

子育て、介護、障がい、生活困窮などの分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かしつつ、複雑化・複合化した課題を抱える世帯を必要な支援につなげるため、早期発見のためのアウトリーチ\*機能の拡充や支援機関の連携強化、個々のニーズに合った居場所や活動とのマッチング機能の強化などに一体的に取り組む重層的支援体制整備事業を展開します。

なお、重層的支援体制整備事業は、社会福祉法（以下「法」という。）第106条の4に基づく取組で、本町では令和4年度から本格実施しています。

各事業の実施体制は、下記の通りですが、これらの事業は個別に行うのではなく、「太子町の考える包括的な支援体制の仕組みに示す支援体制で一体的に展開します。

### ■■本町における「地域共生社会」の実現に向けた体制図

※図を挿入予定

## (2) 提供体制に関する事項

### ①包括的相談支援事業

各分野の相談支援事業について、現行の相談体制を維持し連携を図り、各相談機関が分野を越えた適切な相談支援に取り組みます。

#### ■■実施体制

主な対象	事業	相談支機関・窓口	設置数	設置形態 運営形態	対象 圏域
高齢者	地域包括支援センター				
障がい者	相談支援事業				
子ども・保護者	利用者支援事業				
生活困窮者	自立相談支援事業				

### ②参加支援事業

既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源との間の調整を行い、多様な社会参加の実現をめざします。

#### ■■参加支援事業の実施体制

実施機関名	設置数	設置形態 運営形態

#### ■■参加支援を行う際に利用可能な社会資源、想定される連携先

- ・

### ③地域づくりに向けた支援事業

既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチングなどを通じ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うものです。

#### ■■コーディネート機能やプラットフォーム機能を担う体制

実施機関名	実施内容

#### ■■地域づくり事業

主な対象	実施事業名・実施内容(拠点の役割)	実施拠点数	設置形態	運営形態	対象圏域
高齢者	例)街かどケアカフェ事業 地域の高齢者やその介護者などが気軽に集うことができる場の提供、相談対応および地域包括支援センターなどの専門機関の紹介など				
障がい					
子ども					
生活困窮					

### ④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

ひきこもりの方や8050世帯など、複合的な課題を抱えていながら支援が行き届いていない世帯を対象に、訪問などを通じて世帯の抱える課題を把握し、適切な支援につなげる事業です。本人や家族と継続的に関わるための信頼関係の構築やつながりの形成に向けた支援に力点を置いています。

#### ■■実施体制

実施機関名	設置数	運営形態	対象圏域

## ⑤多機関協働事業

世帯の抱える課題が複雑化・複合化しており、関係機関同士の調整では連携が困難なケースに対して、町の連携推進担当が関係機関の調整を行うものです。必要に応じて、関係機関を招集してケース検討会議（重層的支援会議）を開催します。ケース検討会議では、支援プランを策定し、支援の方向性や各機関の役割分担を明確化します。

### ■■実施体制

実施機関名	設置数	運営形態	対象圏域

### ■■主な実施内容

#### ①断らない相談支援の実施

#### ②プラン作成(同項第5号)

#### ③庁内連携推進会議

#### ④重層的支援会議

重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために、複雑化・複合化した相談に対し、相談者本人に対する具体的な支援の提供方法等について協議するため開催

#### ⑤支援会議(法第106条の6)

各参加機関及び各会議参加者に守秘義務を設け、会議参加者同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報共有等を行うことにより、地域で関係機関等がそれぞれ把握しているながらも、支援が届いていない個々の事案の情報共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするために開催

### ■■各種会議の実施体制

会議体	開催頻度	内容・役割	参加機関
重層的支援会議			
支援会議 ※重層的支援会議と併催			

## 2 成年後見制度利用促進基本計画

---

成年後見制度は、認知症や知的・精神障がい等によって物事を判断する能力が十分でない人の財産や生活、権利を守る重要な制度です。

制度の利用を考慮すべき人や権利擁護支援の必要な人が継続してその人らしい生活を送ることができるように、地域の気づきを促す制度の普及啓発や、サービスの利用支援、市民後見人等の育成とともに、それらを地域の多様な主体が連携して一体的に推進する、地域連携ネットワークの強化に取り組みます。

〈取組内容例〉

- 成年後見サポートセンターの運営
- 周知啓発
- 相談対応
- 成年後見制度利用に係る支援
- 日常生活自立支援事業との連携

### 3 再犯防止推進計画

---

犯罪をした人の中には、貧困や疾病、障がい、薬物依存、家庭機能不全、学校の中退・退学等様々な生きづらさを抱えている人がいると指摘されています。

また、高齢者や障がい者、住居や就労先を確保できない人等が罪を犯し、十分な支援を受けられないまま再度犯罪に手を染めてしまうことも見受けられます。

地域と一体となって罪の未然防止に取り組むとともに、犯罪をした人が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、就労や住居の確保のための支援や、相談支援、地域との連携による支援体制を構築することを目指します。

〈取組内容案〉

- 就労・住居確保に向けた支援
- 更生保護に関わる団体等への支援・連携強化
- 更生保護に関する広報・啓発活動の推進

※扉ページのための白紙ページ



# 資料

- 
1. 統計資料
  2. アンケート調査結果
  3. 太子町地域福祉計画策定委員会委員名簿
  4. 策定経過



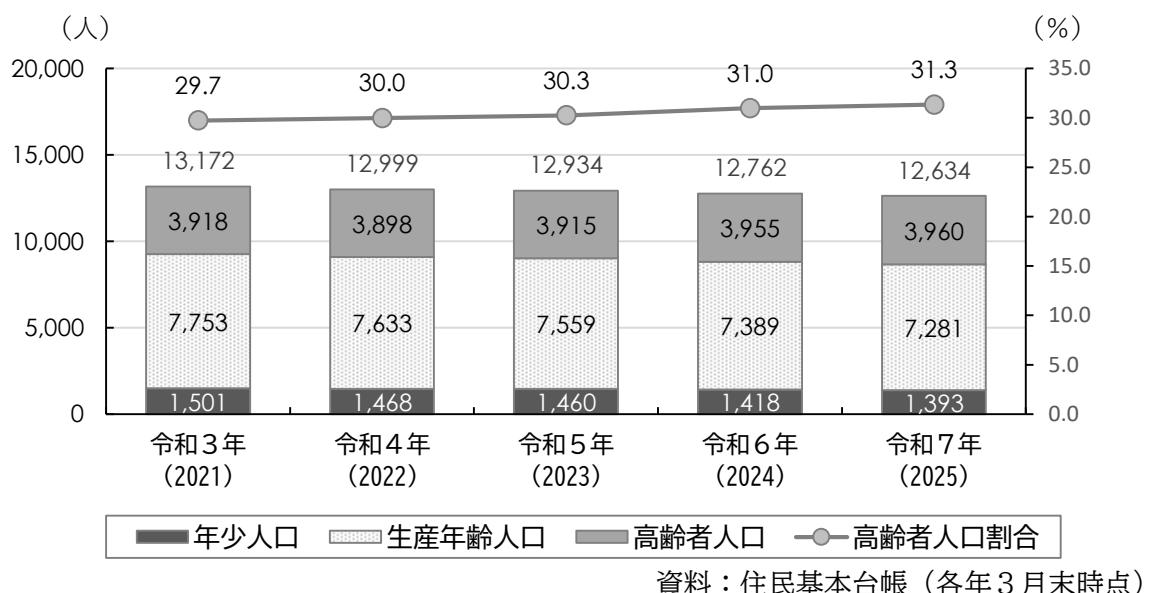
# 1 統計資料

## (1) 人口の推移

### ①総人口

- 人口の状況をみると、年々減少が進み、令和7年（2025）では12,634人となっています。
- 高齢者人口割合は、年々上昇しており、令和7年（2025）で31.3%となっています。

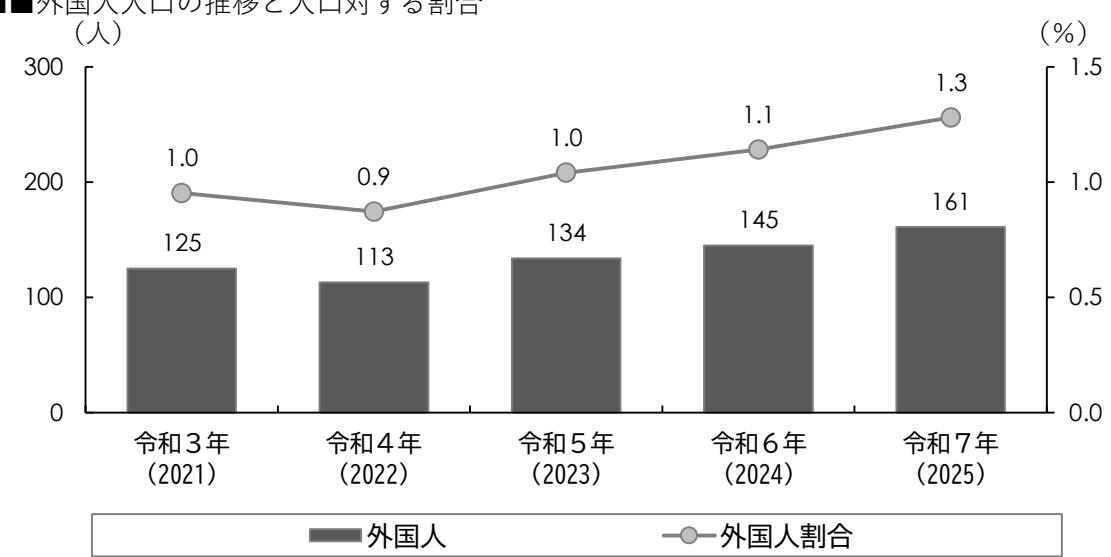
### ■■年齢3区分人口の推移



### ②外国人人口

- 外国人人口をみると、年々増加傾向にあり、令和7年（2025）では161人となっています。

### ■■外国人人口の推移と人口に対する割合

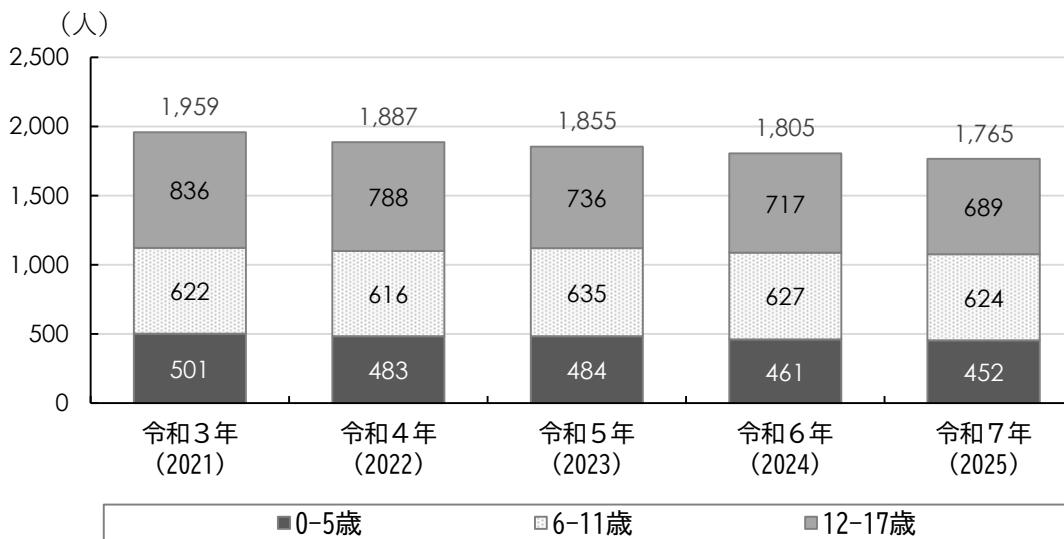


### ③子どもの人口

○子どもの人口をみると、年々減少傾向にあり、令和7年（2025）では1,765人となっています。

○0-5歳では令和3年（2021）以降、500人を下回っています。

#### ■■子どもの人口



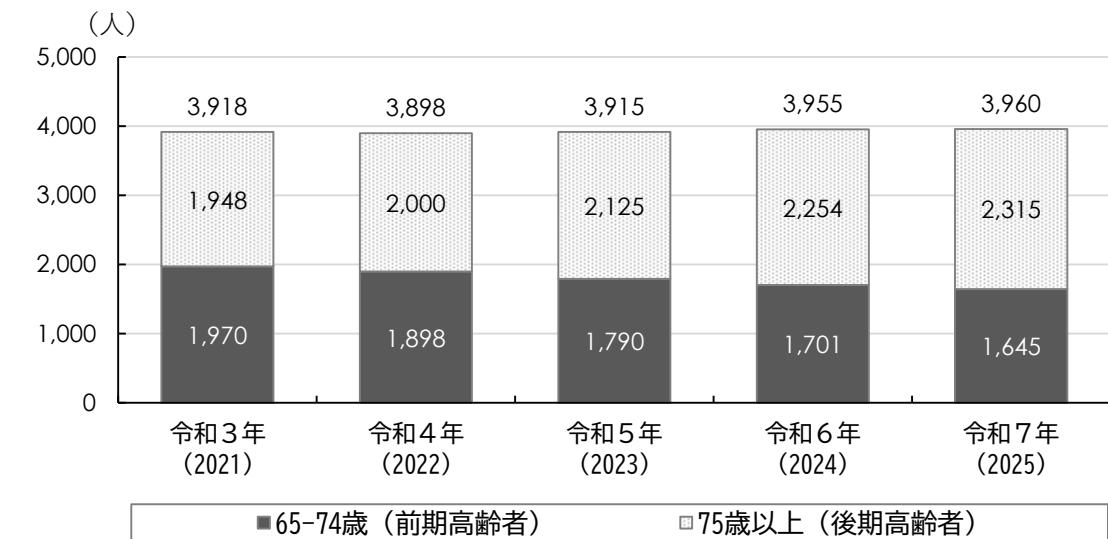
資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

### ④高齢者の人口

○高齢者の人口をみると、年々増加しており、令和7年（2025）では3,960人となっています。

○特に、75歳以上（後期高齢者）が増加しており、65-74歳（前期高齢者）は減少していることがわかります。

#### ■■高齢者の人口

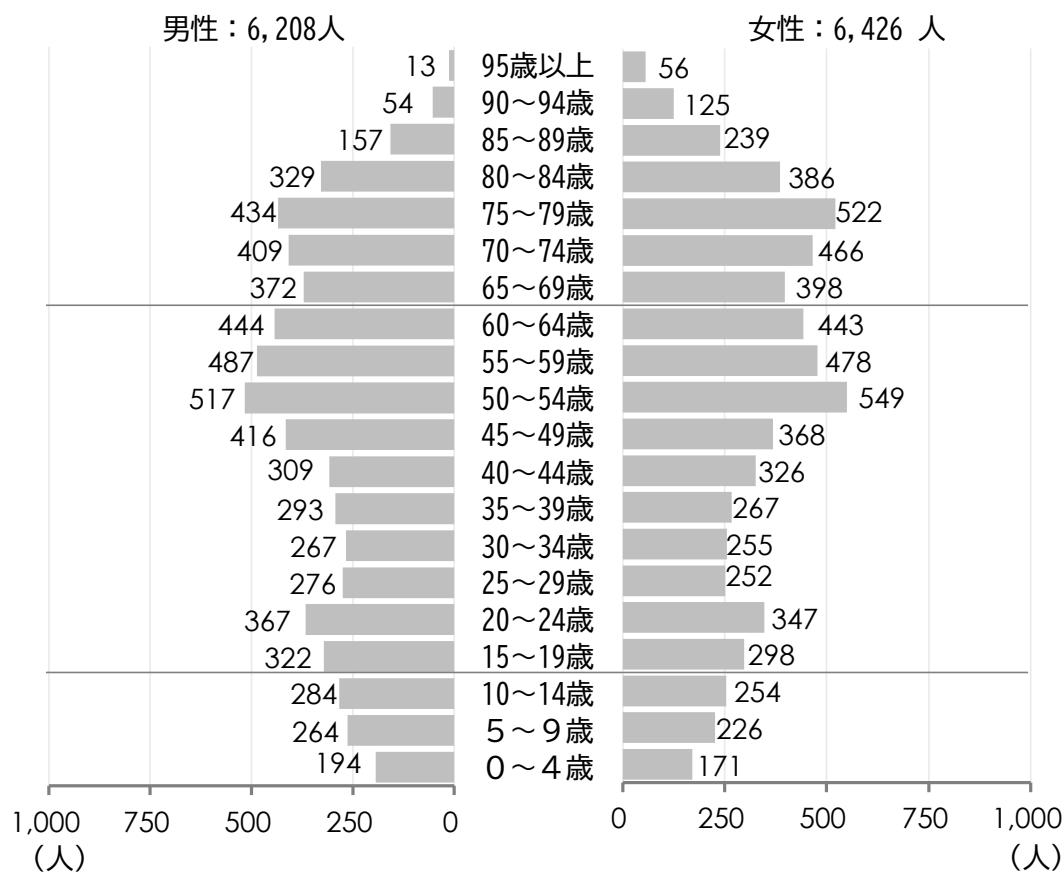


資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

## ⑤人口構造

○人口ピラミッドをみると、50歳代の人口が多くなっていることがわかり、今後の人口推移を考えると、ますます高齢化が進むことが予測されます。

### ■■人口ピラミッド



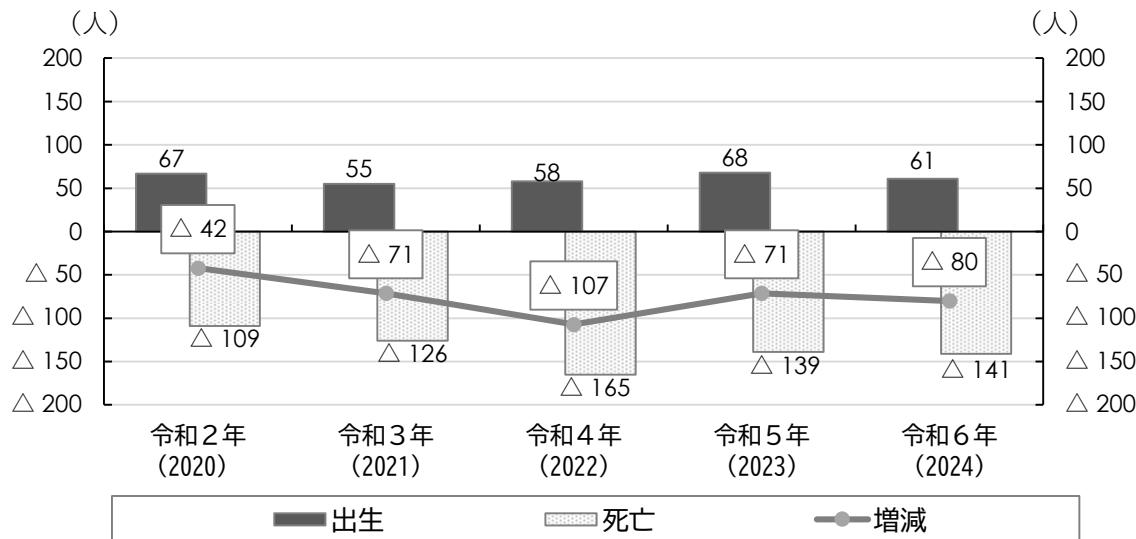
資料：住民基本台帳（令和7年（2025）3月末時点）

## (2) 人口動態

### ①自然動態

○自然動態をみると、出生数は増減を繰り返しながら、横ばいに推移しており、死亡数は令和5年（2023）で減少したものの、増加傾向にあり、自然減少が続いています。

#### ■■自然動態（出生数、死亡数）の推移

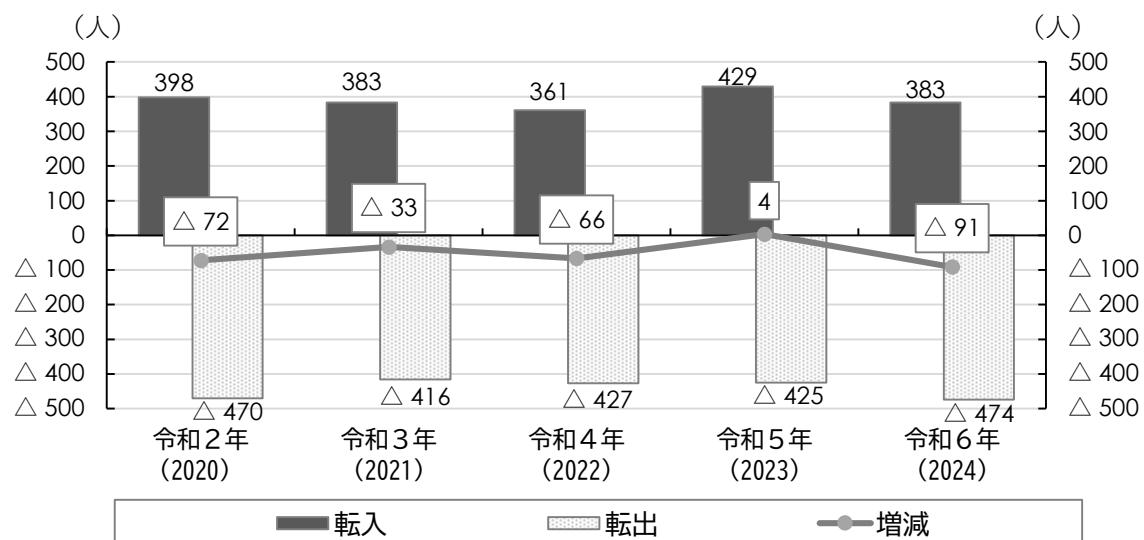


資料：太子町統計書

### ②社会動態

○社会動態をみると、転入数は増減を繰り返しながら、減少傾向にあり、転出数は減少があったものの、令和6年（2024）で増加しており、社会減少となっています。

#### ■■社会動態（転入数、転出数）の推移



資料：太子町統計書

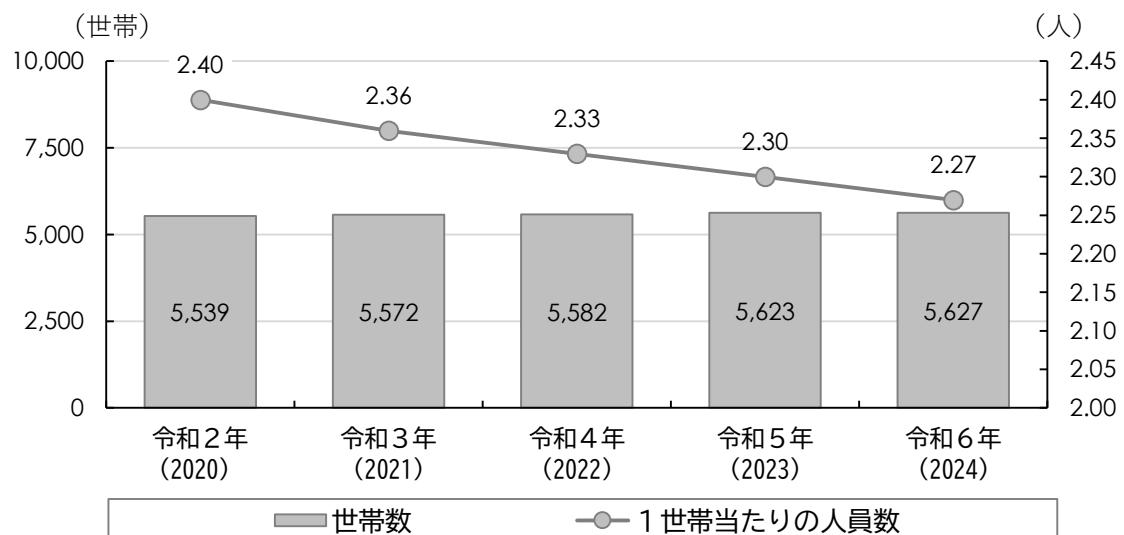
### (3) 世帯の状況

#### ①世帯数

○世帯数をみると、年々増加傾向にあり、令和6年（2024）では5,627世帯となっています。

○1世帯当たりの人員数は、年々減少しており、令和6年（2024）で2.27人となっています。

#### ■■世帯数と1世帯当たりの人員数の推移

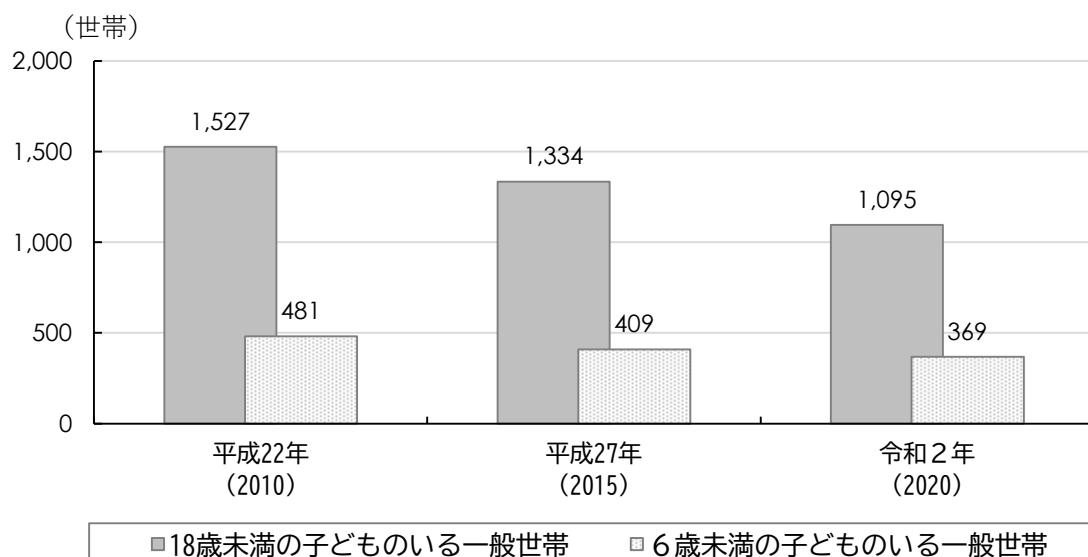


資料：太子町統計書

#### ②子どものいる世帯

○子ども（18歳未満）のいる世帯をみると、年々減少しており、令和2年（2020）時点で1,095世帯と、10年間で約400世帯の減少となっています。

#### ■■子どものいる世帯の推移



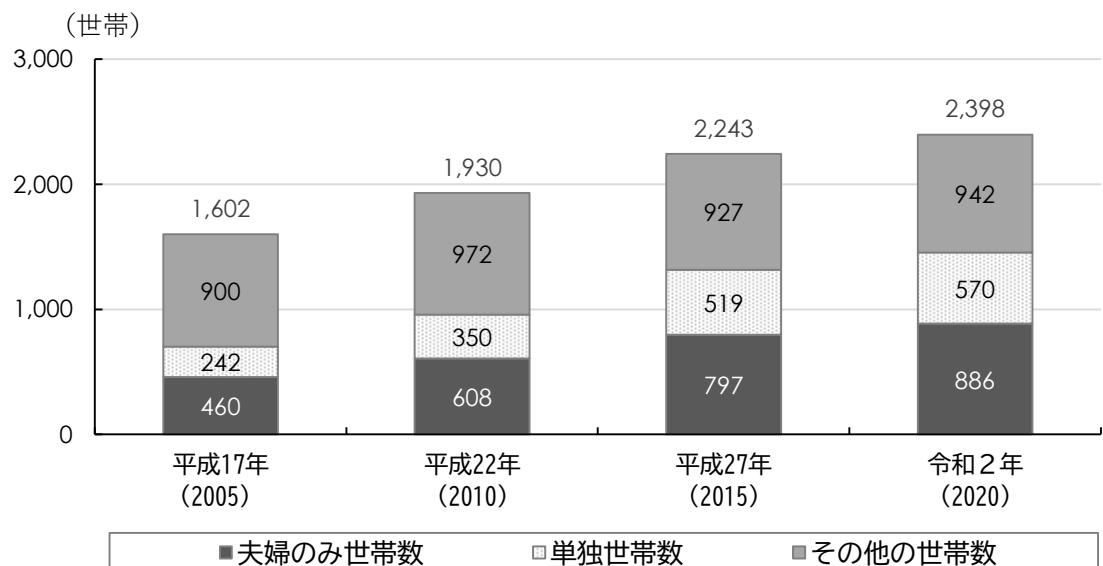
資料：国勢調査

### ③高齢者のいる世帯

○高齢者のいる世帯をみると、年々増加しており、令和2年（2020）時点で2,398世帯と、15年間で約800世帯の増加となっています。

○特に単独世帯、夫婦のみ世帯が増加しており、今後、支援を必要とする世帯が増加する可能性があります。

#### ■■高齢者のいる世帯の推移



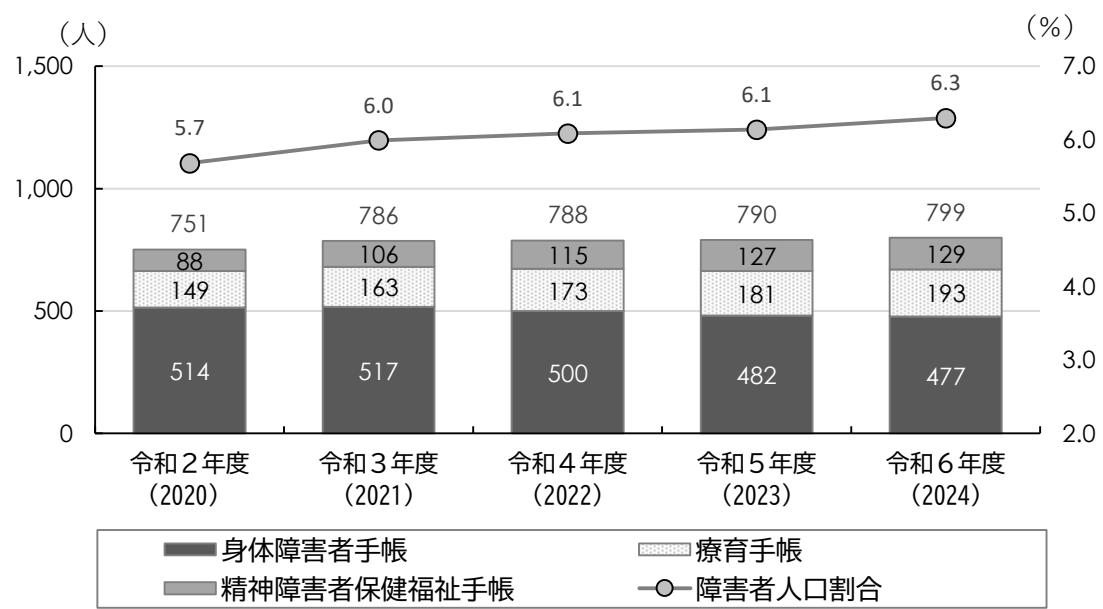
資料：国勢調査

## (4) 支援を必要とする人の状況

### ①障害者手帳所持者の状況

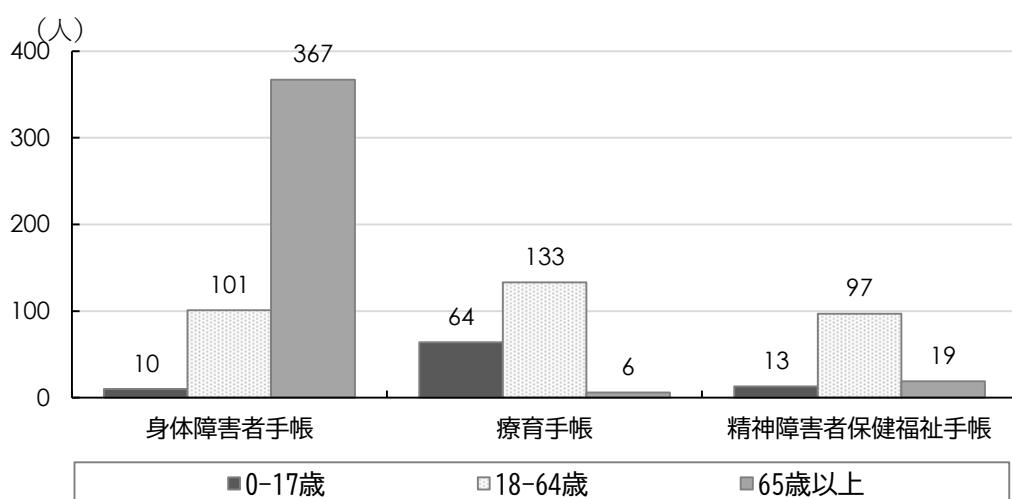
- 障害者手帳所持者数をみると、年々増加傾向にあり、令和6年度（2024）で799人となって います。
- 身体障害者手帳所持者は減少しているものの、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加しています。

#### ■■障害者手帳所持者数の推移



- 障害者手帳所持者の年齢別階層別内訳をみると、身体障害者手帳所持者では65歳以上が多くなっており、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳者では、18-64歳が多くなっています。

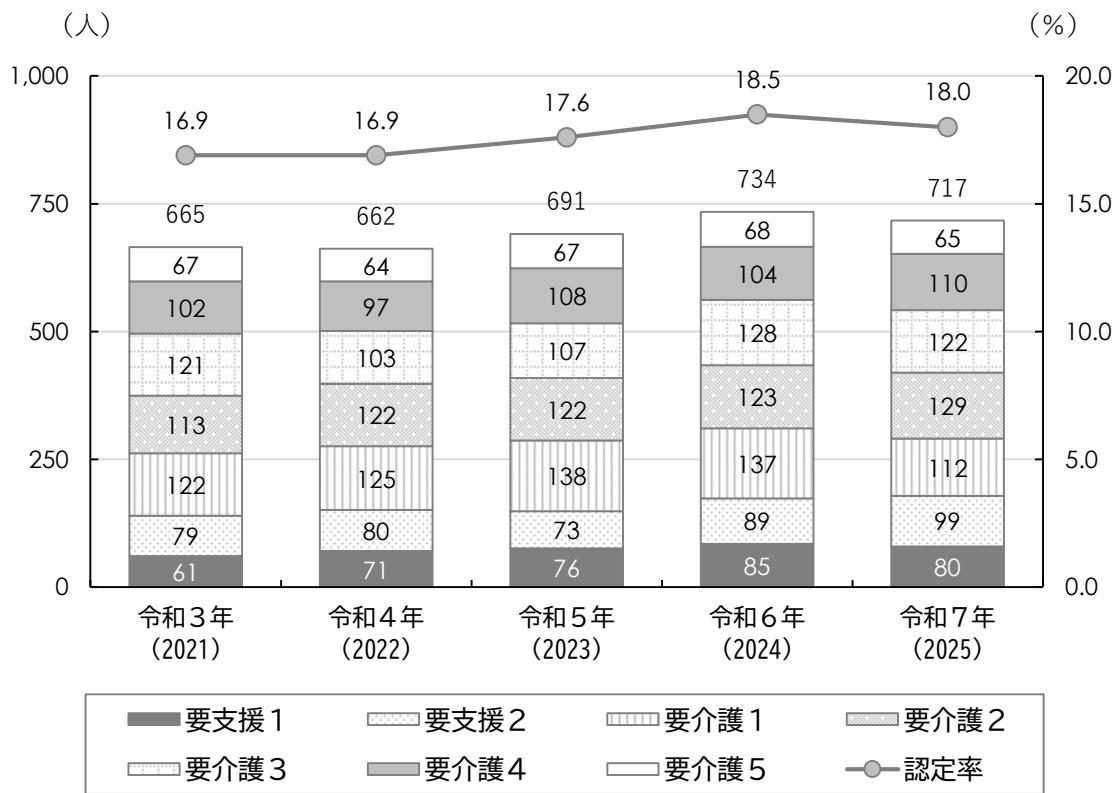
#### ■■障害者手帳所持者の年齢別階層別内訳



## ②要介護認定者の状況

- 要介護認定者数をみると、令和6年（2024）まで増加していたところ、令和7年（2025）で減少し、717人となっています。
- 要介護認定率は、令和7年（2025）で18.0%となっています。

### ■■要介護認定者数と認定率の推移

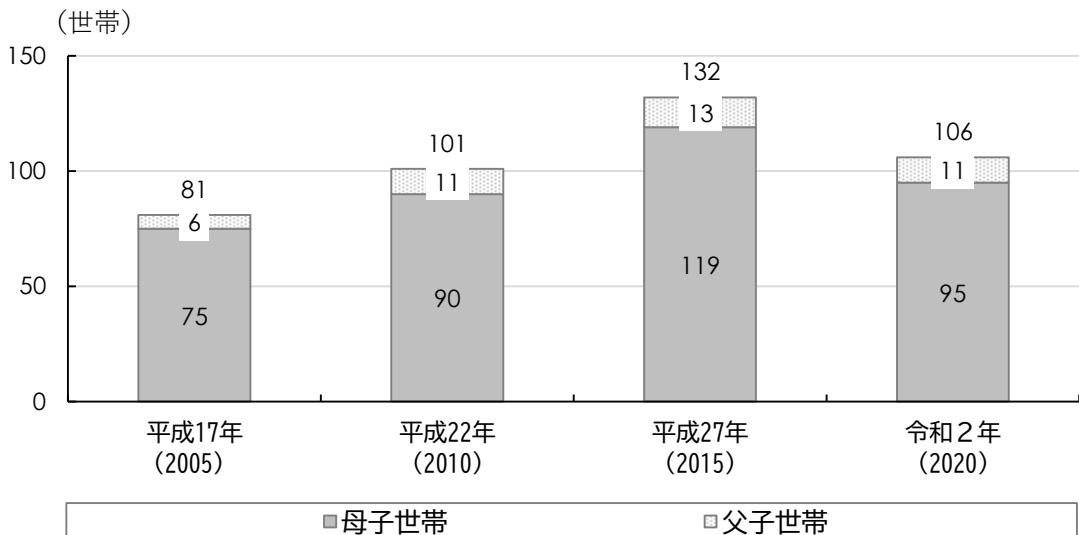


資料：地域包括ケア「見える化」システム

### ③ひとり親家庭の状況

○ひとり親家庭数をみると、平成 27 年（2015）まで増加していたところ、令和 2 年（2020）で減少し、106 世帯となっています。

## ■■ひとり親家庭数の推移

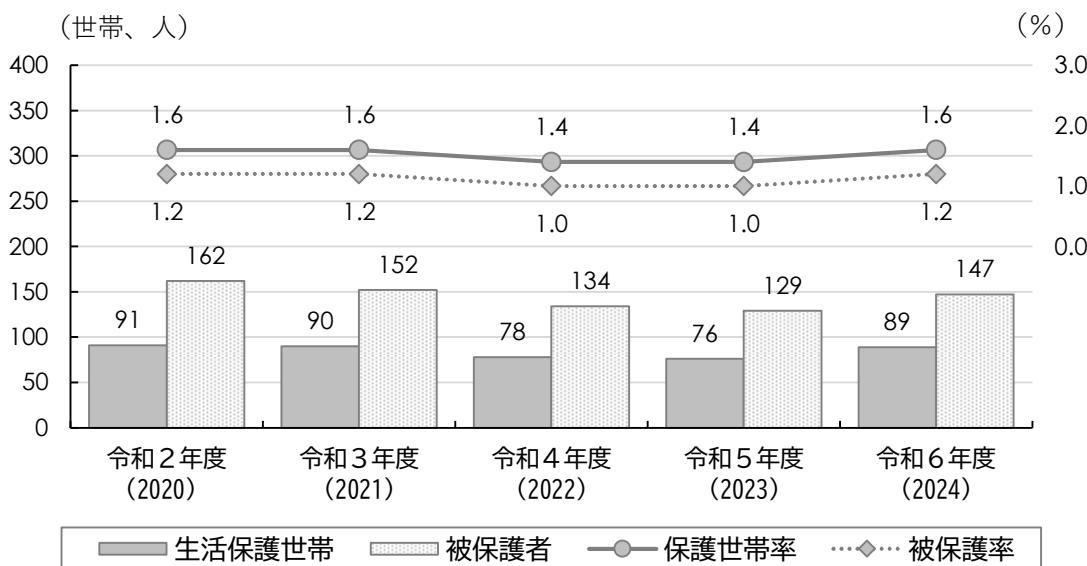


資料：國勢調查

#### ④生活保護世帯の状況

○生活保護世帯・被保護者ともに、令和5年度（2023）まで減少傾向でしたが、令和6年度（2024）でやや増加しています。

## ■■生活保護世帯数の推移



資料：太子町

## 2 アンケート調査結果

---

※報告書の内容を先述のまとめに沿って記載します。

### 3 太子町地域福祉計画策定委員会委員名簿

---

## 4 策定経過

---